

国会公契第30号
国官技第247号
国営計第127号
国港総第506号
国港技第79号
国北予第40号
令和4年12月13日

各地方整備局 総務部長
 企画部長
 営繕部長
 港湾空港部長 宛て
北海道開発局 事業振興部長
 営繕部長

大臣官房 会計課長
 技術調査課長
 官庁営繕部計画課長
港湾局 総務課長
 技術企画課長
北海道局 予算課長

建設業法施行令の改正に伴う技術者の専任要件等の見直しを図るための関連
通知の改正について

建設業法上の特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額、主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額、下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限については、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）に定められている。

今般、少子高齢化に伴う全産業的な労働力人口の減少が進む中、建設業においても、限りある人材の有効活用を図りつつ、将来にわたる中長期的な担い手の確保及び育成を図ることが急務となっていることを踏まえ、令和4年11月18日に建設業法施行令が改正され、上記の金額要件に近年の工事費の上昇が反映された。

その他、「地域維持型共同企業体の取扱いについて」（平成23年12月9日付け、国土入企第26号）について、事業協同組合のうち、官公需適格組合については、地域維持型共同企業体の構成員となることのできる等の改正が行われた。直轄通知もこれを踏まえた見直しを行う必要がある。

これらを踏まえ、「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成13年3

月30日付け、国地契第22号、国官技第68号、国営計第79号)、「監理技術者制度の運用等について」(平成16年7月15日付け、国地契第16号、国官技第75号、国営計第46号)、「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の運用について」(平成24年6月27日付け、国地契第19号、国官技第77号、国営計第39号、国港総第132号、国港技第32号、国北予第17号)について下記の通り改正する。

記

(工事現場における適正な施工体制の確保等について)

- 1 「工事現場における適正な施工体制の確保等について」(平成13年3月30日付け、国地契第22号、国官技第68号、国営計第79号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>2. 適用対象</p> <p>点検のうち監理技術者等の専任に関する点検は、建設業法第26条第3項に該当する工事(請負金額が<u>4,000万円</u>以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、<u>8,000万円</u>以上のもの。)について行うこととする。また、施工体制台帳等に関する点検は、下請契約を締結した工事について行うこととする。</p>	<p>2. 適用対象</p> <p>点検のうち監理技術者等の専任に関する点検は、建設業法第26条第3項に該当する工事(請負金額が<u>3,500万円</u>以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、<u>7,000万円</u>以上のもの。)について行うこととする。また、施工体制台帳等に関する点検は、下請契約を締結した工事について行うこととする。</p>
<p>5. 現場における施工体制の把握</p> <p>1) 監理技術者資格者証の点検</p> <p>工事着手前等に監理技術者資格者証の提示を求め、その者が、工事請負契約書第10条に基づきあらかじめ通知を受けた監理技術者と同一人であり、元請負会社に所属する者であることを確認すること。</p> <p>このとき、不適切な点があった場合には、工事請負契約書第47条第4号に基づく契約の解除も選択に含めて必要な措置を講じること。</p>	<p>5. 現場における施工体制の把握</p> <p>1) 監理技術者資格者証の点検</p> <p>工事着手前等に監理技術者資格者証の提示を求め、その者が、工事請負契約書第10条に基づきあらかじめ通知を受けた監理技術者と同一人であり、元請負会社に所属する者であることを確認すること。</p> <p>このとき、不適切な点があった場合には、工事請負契約書第46条第1項第3号に基づく契約の解除も選択に含めて必要な措置を講じること。</p>

(監理技術者制度の運用等について)

- 2 「監理技術者制度の運用等について」(平成16年7月15日付け、国地契第16号、国官

技第75号、国営計第46号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 監理技術者等の途中交代について（マニュアル二—二（4）） （略） おって、工事請負代金額が <u>4000 万円</u>（建築一式工事にあつては <u>8000 万円</u>）以上の工事において工期途中での監理技術者等の交代を認めたときは、工事实績情報サービス（CORINS）に変更登録をするよう徹底すること。 ①～③ （略）</p>	<p>1 監理技術者等の途中交代について（マニュアル二—二（4）） （略） おって、工事請負代金額が <u>3500 万円</u>（建築一式工事にあつては <u>7000 万円</u>）以上の工事において工期途中での監理技術者等の交代を認めたときは、工事实績情報サービス（CORINS）に変更登録をするよう徹底すること。 ①～③ （略）</p>
<p>3 監理技術者等の工事現場における専任について（マニュアル三） 監理技術者等は、国が注文者である施設又は工作物に関する建設工事で、工事請負代金額が <u>4000 万円</u>（建築一式工事にあつては <u>8000 万円</u>）以上のものについて、その契約工期において、工事現場ごとに専任の者でなければならないこと。なお、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について」（平成 27 年 12 月 25 日国地契第 44 号、国官技第 257 号、国営管第 356 号、国営計第 76 号、国北予第 26 号）記 2（1）に規定する余裕期間においては、監理技術者等を設置することを要しないこと。 ただし、次に掲げる場合につき、それぞれ当該各項に定めるところにより取り扱うこと。 （1） （略） （2）元の工事と他の工事が次に掲げる工事に該当する場合 ①～③ （略） ④ 工作物等に一体性が認められる工事</p>	<p>3 監理技術者等の工事現場における専任について（マニュアル三） 監理技術者等は、国が注文者である施設又は工作物に関する建設工事で、工事請負代金額が <u>3500 万円</u>（建築一式工事にあつては <u>7000 万円</u>）以上のものについて、その契約工期において、工事現場ごとに専任の者でなければならないこと。なお、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について」（平成 27 年 12 月 25 日国地契第 44 号、国官技第 257 号、国営管第 356 号、国営計第 76 号、国北予第 26 号）記 2（1）に規定する余裕期間においては、監理技術者等を設置することを要しないこと。 ただし、次に掲げる場合につき、それぞれ当該各項に定めるところにより取り扱うこと。 （1） （略） （2）元の工事と他の工事が次に掲げる工事に該当する場合 ①～③ （略） ④ 工作物等に一体性が認められる工事</p>

<p>同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができること。この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計を<u>4500万円</u>（建築一式工事の場合は<u>7000万円</u>）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならないこと。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が<u>4000万円</u>（建築一式工事の場合は<u>8000万円</u>）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならないこと。</p>	<p>同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができること。この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計を <u>4000万円</u>（建築一式工事の場合は <u>6000万円</u>）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならないこと。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が <u>3500万円</u>（建築一式工事の場合は <u>7000万円</u>）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならないこと。</p>
--	--

（直轄工事における地域維持型建設共同企業体の運用についての一部改正）

- 3 「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の運用について」（平成24年6月27日付け、国地契第19号、国官技第77号、国営計第39号、国港総第132号、国港技第32号、国北予第17号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>2. 監理技術者等の制度運用について 地域維持型建設共同企業体の主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の制度運用については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 甲型の地域維持型建設共同企業体（<u>地域維持型建設共同企業体協定書（甲）</u>（別添1）を使用する地域維持型建設共同企業体をいう。以下同じ。）の場合</p>	<p>2. 監理技術者等の制度運用について 地域維持型建設共同企業体の主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の制度運用については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 甲型の地域維持型建設共同企業体（<u>地域維持型建設共同企業体協定書（甲）</u>）を使用する地域維持型建設共同企業体をいう。以下同じ。）の場合</p>

一 下請契約の額が4,500万円未満となる場合又は下請契約を締結しない場合は、全ての構成員は主任技術者を工事現場毎に設置しなければならない。また、請負金額が4,000万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。

二 下請契約の額が4,500万円以上となる場合は、特定建設業者たる構成員1社以上が監理技術者を設置しなければならない。その他の構成員は主任技術者を設置しなければならない。また、設置された監理技術者及び主任技術者は専任でなければならない（特例監理技術者を設置する場合（専任の監理技術者補佐を設置し、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合のことをいう。以下同じ。）はこの限りでない。）。

三 第1号又は第2号の規定にかかわらず、次に掲げる構成員（代表者でなくても可とする）が監理技術者（監理技術者の設置を要しない場合は主任技術者）を専任させる場合又は特例監理技術者を設置する場合は、その他の構成員が設置する監理技術者等は専任を求めない。

イ 構成員に一般土木工事の有資格業者を含む場合

土木工事業の許可を有し、一般土木工事の工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者のうちいずれかの者

ロ 構成員に一般土木工事の有資格業者を含まない場合

土木工事業の許可（構成員に土木工事業の許可を有する特定建設業者が含まれる場合は、土木工事業に係る特定建設業の許可）を有し、発注工事に対応した工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者（等級区分のない工事種別を含む組合せの場合は、当該工事種別の有資格業者を含む。）のうち

一 下請契約の額が4,000万円未満又は下請契約を締結しない場合は、全ての構成員は主任技術者を工事現場毎に設置すること。なお、請負金額が3,500万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。

二 下請契約の額が4,000万円以上となる場合は、特定建設業者たる構成員1社以上が監理技術者（その他の構成員は主任技術者）を設置しなければならない。また、設置された監理技術者及び主任技術者は専任でなければならない。

三 第1号又は第2号の場合において、請負金額が3,500万円以上であっても、次に掲げる構成員（代表者でなくても可とする）が監理技術者（監理技術者の設置を要しない場合は主任技術者）を専任させる場合は、その他の構成員が設置する監理技術者等は専任を求めない。

イ 構成員に一般土木工事の有資格業者を含む場合

土木工事業の許可を有し、一般土木工事の工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者のうちいずれかの者

ロ 構成員に一般土木工事の有資格業者を含まない場合

土木工事業の許可（構成員に土木工事業の許可を有する特定建設業者が含まれる場合は、土木工事業に係る特定建設業の許可）を有し、発注工事に対応した工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者（等級区分のない工事種別を含む組合せの場合は、当該工事種別の有資格業者を含む。）のうち

<p>いずれかの者</p> <p>(2) 乙型の地域維持型建設共同企業体（<u>地域維持型建設共同企業体協定書（乙）（別添2）</u>）を使用する地域維持型建設共同企業体をいう。以下同じ。）の場合</p> <p>一 分担工事に係る下請契約の額が<u>4,500万円</u>未満又は下請契約を締結しない場合は、当該分担工事を施工する建設企業は、主任技術者を当該工事現場に<u>設置しなければならない</u>。なお、分担工事に係る請負金額が<u>4,000万円</u>以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。</p> <p>二 分担工事に係る下請契約の額が<u>4,500万円</u>以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。また、設置された監理技術者は専任でなければならない。<u>（特例監理技術者を設置する場合はこの限りでない。）</u>。</p> <p>(3) 監理技術者等の専任期間</p> <p>地域維持型建設共同企業体が、<u>（1）又は（2）の規定により、監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても工事が明らかに行われていない期間は工事現場への専任は要しない</u>。ただし、発注者と地域維持型建設共同企業体の間で専任を要しない期間が設計図書又は打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。</p> <p>3. 建設業法上の取扱いについて</p> <p>(2) 地域維持型建設共同企業体による工事の施工において建設業法施行令第2条に定める金額以上となる下請契約は、次の要件を満たす場合に締結できるものとする。</p> <p>一 甲型の地域維持型建設共同企業体におい</p>	<p>いずれかの者</p> <p>(2) 乙型の地域維持型建設共同企業体（<u>地域維持型建設共同企業体協定書（乙）</u>）を使用する地域維持型建設共同企業体をいう。以下同じ。）の場合</p> <p>一 分担工事に係る下請契約の額が<u>4,000万円</u>未満又は下請契約を締結しない場合は、当該分担工事を施工する建設企業は、主任技術者を当該工事現場に<u>設置すること</u>。なお、分担工事に係る請負金額が<u>3,500万円</u>以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。</p> <p>二 分担工事に係る下請契約の額が<u>4,000万円</u>以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。また、設置された監理技術者は専任でなければならない。</p> <p>(3) 監理技術者等の専任期間</p> <p>地域維持型建設共同企業体が、<u>監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても、例えば工事が明らかに行われていない期間は工事現場への専任は、甲型及び乙型共に要しない</u>。ただし、発注者と地域維持型建設共同企業体の間で専任を要しない期間が設計図書又は打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。</p> <p>3. 建設業法上の取扱いについて</p> <p>(2) 地域維持型建設共同企業体による工事の施工において建設業法施行令第2条に定める金額以上となる下請契約は、次の要件を満たす場合に締結できるものとする。</p> <p>一 甲型の地域維持型建設共同企業体におい</p>
---	--

<p>て下請契約を締結する場合</p> <p>甲型の地域維持型建設共同企業体の下請契約は、<u>構成員のうち1社以上（できる限り当該共同企業体の代表者が含まれていること。）が建設業法第3条第1項の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものであること。</u></p> <p>二 （略）</p> <p>6. 構成員、代表者又は出資比率等の変更</p> <p>(4) <u>地域維持型建設共同企業体協定書（甲）（別添1）の地域維持型建設共同企業体協定書第8条中「ただし、当該地域維持工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。」旨の規定は、甲型の地域維持型建設共同企業体の場合、工事内容の変更の度に当初定めた出資の割合を当然に変更するものではないという趣旨であるが、当該工事内容の規模又は性質の変更その他特段の事情に基づき各構成員の出資の割合を変更する合理的な必要性がある場合には、他の構成員全員及び発注者の承認により出資の割合を変更しても良い。出資の割合の変更は請負契約の内容の変更に当たるものであることから、発注者に対しては、<u>あらかじめ書面をもって変更を行いたい旨を通知し承認を得ることとする。</u></u></p>	<p>て下請契約を締結する場合</p> <p>甲型の地域維持型建設共同企業体の下請契約は、<u>構成員全体の責任において締結するものであるので、構成員のうち1社以上（できる限り当該共同企業体の代表者が含まれていること。）が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものであること。</u></p> <p>二 （略）</p> <p>6. 構成員、代表者又は出資比率等の変更</p> <p>(4) <u>地域維持型建設共同企業体協定書（甲）第8条中「ただし、当該地域維持工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。」旨の規定は、甲型の地域維持型建設共同企業体の場合、工事内容の変更があつたつど当初に定めた出資の割合を当然には変更するものではないという趣旨であるが、当該工事内容の規模又は性質の変更その他特段の事情に基づき各構成員の出資の割合を変更する合理的な必要性がある場合には、他の構成員全員及び発注者の承認により出資の割合を変更しても良い。出資の割合の変更に当たっては、<u>請負契約の内容の変更に当たることから発注者に対して遅滞なく書面をもってその旨を通知し承認を得ることとする。</u></u></p> <p><u>なお、乙型の地域維持型建設共同企業体における分担工事の変更についても、上記の出資比率の変更に準じて、出資比率を分担施工額と読み替え取り扱うものとする。</u></p>
---	---

附 則

この通知は、令和5年1月1日から適用する。